

「共同親権」時の単独行使について

(4月10日衆議院法務委員会での答弁に基づき○×)

場面	「日常の行為」	「急迫の事情」
【監護及び教育（民法第820条）】		
日常生活の場面の例		
ある日に、子にどのような服装をさせるか	○	
子が髪を染めることを認めるか		
一般的に子にどのような食事をさせるか (間食・菓子類の制限等)		
ある日に、子に何を食べさせるか		
子にどのような人付き合いをさせるか(交友関係)		
教育に関する場面の例		
子にどのような習い事をさせるか	○	
幼稚園や学校の選択	×	
進学か就職かの選択	×	
宗教に関する場面の例		
子にどのような宗教を教育するか		
宗教学校への進学		
医療に関する場面の例		
風邪の診療等日常的な医療行為	○	
任意のワクチン接種		
歯列矯正等生命に関わらない医療行為		
生命に関わる医療行為	×	
子の自己決定、プライバシー等に関わる場面の例		
子の妊娠中絶	×	
子の写真や動画の商業利用		
子の写真や動画等のインターネットへの掲載		
子の身体管理に関する場面の例		
子にピアスやタトゥーを認めるか否か		
【居所の指定（民法第822条）】		
監護親と同居している子の住居の決定	×	
大学生や社会人となった子の住居の決定 (一人暮らしをさせるかなど)	×	
【職業の許可（民法第823条）】		
アルバイトの許可		
長期間勤務する会社への就職の許可	×	
【命名】		
子に名を付ける		

2024年4月12日 衆議院法務委員会 日本共産党 本村伸子 配布資料

出典：法制審議会家族法制部会資料 家族法研究会資料「親権概念の整理等」、
民法、4月10日衆議院法務委員会での答弁に基づき本村伸子事務所作成